

第七十二回国会 衆議院 文教委員会

議録 第十二号

昭和四十九年三月六日(水曜日)

午後三時二十八分開議

出席委員

- 委員長代理 理事 森 喜朗君
- 理事 坂田 道太君
- 理事 西岡 武夫君
- 理事 木島喜兵衛君
- 理事 山原健二郎君
- 有田 喜一君
- 床次 徳二君
- 羽生田 進君
- 深谷 隆司君
- 山崎 拓君
- 栗田 翠君
- 高橋 繁君

- 山口 鶴男君
- 受田 新吉君
- 中澤 茂一君
- 安里積千代君
- 堀原 俊郎君
- 萩原 幸雄君
- 中澤 茂一君
- 山口 鶴男君
- 三塚 博君
- 深谷 隆司君
- 山口 鶴男君

同日

補欠選任

補欠選任

本日の会議に付した案件

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三号)

○森(委員長代理) これより会議を開きます。委員長所用のため、指名により、委員長がお見えになります。私が委員長の職務を行ないます。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。奥野文部大臣。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)

の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 国立高等学校(第八条)」を「第三章 削除」に、「第九条の二」を「第九条の二・第九条の三」に改める。

第二条中「第九条の二第一項の表に掲げる」を「第三章の三に定める」に改める。

委員の異動

- 三月五日 辞任
- 深谷 隆司君
- 三塚 博君
- 補欠選任
- 萩原 幸雄君
- 塚原 俊郎君

委員外の出席者

- 文教委員会調査室長 石田 幸男君
- 文部政務次官 藤波 孝生君
- 文部大臣官房長 井内慶次郎君
- 文部省大学学術局長 木田 宏君
- 文部大臣 奥野 誠亮君

出席政府委員

- 文部大臣 奥野 誠亮君

出席國務大臣

- 文部大臣 奥野 誠亮君

第三条第一項の表中

静岡県

静岡県

を

静岡県	人文学部
静岡県	教育学部
静岡県	理学部
静岡県	工学部
静岡県	農学部

富山大学	和漢薬研究所	富山県	和漢薬に関する学理及びその応用の研究
------	--------	-----	--------------------

信州大学	医療技術短期大学部	長野県	信州大学
------	-----------	-----	------

新潟大学	医療技術短期大学部	新潟県	新潟大学
------	-----------	-----	------

新潟大学	商業短期大学部	新潟県	新潟大学
------	---------	-----	------

新潟大学	商業短期大学部	新潟県	新潟大学
------	---------	-----	------

新潟大学	商業短期大学部	新潟県	新潟大学
------	---------	-----	------

東京工業大学	東京商船大学	神奈川県	神戸大学
--------	--------	------	------

東京工業大学	東京商船大学	神奈川県	神戸大学
--------	--------	------	------

宮崎大学	教育学部	宮崎県	宮崎大学
------	------	-----	------

宮崎大学	工学部	宮崎県	宮崎大学
------	-----	-----	------

宮崎大学	農学部	宮崎県	宮崎大学
------	-----	-----	------

宮崎大学	医学部	宮崎県	宮崎大学
------	-----	-----	------

滋賀大学	教育学部	滋賀県	滋賀大学
------	------	-----	------

滋賀大学	経済学部	滋賀県	滋賀大学
------	------	-----	------

滋賀大学	医学部	滋賀県	滋賀大学
------	-----	-----	------

滋賀大学	医学部	滋賀県	滋賀大学
------	-----	-----	------

滋賀大学	教育学部	滋賀県	滋賀大学
------	------	-----	------

滋賀大学	経済学部	滋賀県	滋賀大学
------	------	-----	------

滋賀大学	医学部	滋賀県	滋賀大学
------	-----	-----	------

静岡県	人文学部	静岡県	静岡県
-----	------	-----	-----

静岡県	教育学部	静岡県	静岡県
-----	------	-----	-----

静岡県	理学部	静岡県	静岡県
-----	-----	-----	-----

静岡県	農学部	静岡県	静岡県
-----	-----	-----	-----

静岡県	工学部	静岡県	静岡県
-----	-----	-----	-----

静岡県	医学部	静岡県	静岡県
-----	-----	-----	-----

静岡県	教育学部	静岡県	静岡県
-----	------	-----	-----

静岡県	経済学部	静岡県	静岡県
-----	------	-----	-----

第七条の六の表中

宇部工業高等専門学校	山口県	を
大島商船高等専門学校	山口県	を
徳山工業高等専門学校	山口県	に
宇部工業高等専門学校	山口県	に
大島商船高等専門学校	山口県	を
熊本電波工業高等専門学校	熊本県	を
熊本電波工業高等専門学校	熊本県	に
八代工業高等専門学校	熊本県	に

改める。

第三章を次のように改める。

第三章 削除

第八条 削除

第三章の三中第九条の二の次に次の一条を加える。

第九条の三 国立大学における学術研究の発展及び資料の公開等一般公衆に対する教育活動の推進に資するための国立大学の共同利用の機関として、世界の諸民族に関する資料を収集し、保管し、及び公衆の観覧に供するとともに、民族学に関する調査研究を行い、かつ、国立大学の教員その他の者で民族学に関する研究に従事するものを利用させるため、国立民族学博物館を置く。

- 国立民族学博物館は、大阪府に置く。
- 前条第二項の規定は、国立民族学博物館について準用する。

附則

(施行期日)

- この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項の表滋賀大学の項の改正規定は、昭和四十九年十月一日から施行する。
- (教育公務員特例法の一部改正)

2 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「第九条の二第一項の表に掲げる」を「第三章の三に規定する」に改める。

(文部省設置法の一部改正)

3 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百四十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第四号中「国立高等学校及び」を削り、「行なり」を「行う」に改める。

理由

浜松医科大学ほか二大学を新設し、広島大学に総合科学部を、東京商船大学ほか一大学に大学院を設置し、新潟大学ほか一大学に医療技術短期大学部を併設し、富山大学に和漢薬研究所を附置し、徳山工業高等専門学校ほか一工業高等専門学校及び国立民族学博物館を新設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○奥野国務大臣 このたび政府から提出いたしました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律は、昭和四十九年度における国立の大

学の施設、学部及び大学院の設置、短期大学、大学附置研究所及び高等専門学校並びに国立民族学博物館の新設等について規定しているものであります。

まず第一は、浜松医科大学、滋賀医科大学及び宮崎医科大学の新設についてであります。

これは、近年における医療需要の増大と医師の地域的偏在に対処するため、無医大県の解消をはかる施策の一環としてこれらの医科大学を設置し、医師養成の拡充をはかるとともに医学研究の一層の推進に資そうとするものであります。

第二に、広島大学の総合科学部の設置についてであります。

これは、同大学の改革整備の一つとしてこれまでの教養部を改組し、一般教育の改善をはかるとともに、地域文化、環境科学等の幅広い領域にわたる教育研究を総合的に推進しようとするものであります。

第三は、東京商船大学及び神戸商船大学の大学院の設置についてであります。

これは、これまで大学院を置かなかつた両大学にそれぞれ商船学の修士課程の大学院を設置し、船舶の運航と管理に関する科学的研究を推進するとともに、高度の専門性を備えた船舶関係の技術者及び研究者の養成に資そうとするものであります。

第四は、新潟大学及び信州大学の医療技術短期大学部の新設についてであります。

これは、近年における医学の進歩と医療技術の高度の専門化に伴い、看護婦、臨床検査技師、診療放射線技師等の技術者の資質の向上に資そうとするものであります。

第五は、富山大学和漢薬研究所の設置及び北海道大学結核研究所の改組についてであります。

富山大学和漢薬研究所は、近年、和漢薬の治療効果が薬学的、医学的に再認識されつつあることにかんがみ、和漢薬の薬効解析を行なうとともに、その応用に関する研究を行なうため、設置しようとするものであります。

また、これまでの結核に関する研究を基礎に、免疫に関する研究を広く推進するため、北海道大学に附置されております結核研究所を免疫科学研究所に発展的に改組しようとするものであります。

第六は、徳山工業高等専門学校及び八代工業高等専門学校の設置についてであります。

これは、工業技術の高度化に対処し得る優秀な技術者の養成をはかるため、新しい学科構成を取り入れた工業高等専門学校を新たに設置しようとするものであります。

第七は、国立民族学博物館の新設についてであります。

これは、一九七〇年に行なわれた日本万国博覧会ゆかりの地に、世界の諸民族に関する資料を収集保管し、公衆の観覧に供するとともに、民族学に関する調査研究を総合的に進め、国立民族学博物館を設置しようとするものであります。この種の博物館はわが国で初めてのものでありまして、これにより、民族学の研究の推進に資するとともに、世界の諸民族の社会と文化について一般の理解と認識を深め、国際間の友好親善にも寄与できるものと期待するものであります。

その他、昭和四十六年度における仙台電波工業高等専門学校ほか二つの工業高等専門学校の設置に伴い、学生の募集を停止しておりました三つの国立電波高等専門学校を廃止する等所要の改正を行なおとするものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○森(喜)委員長代理 これにて提案理由の説明は終わりました。

○森(喜)委員長代理 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますのでこれを許します。

松永光君。

○松永委員 きよりの委員会には社会党、共産党、公明党の委員も審議に入つてこられまして、これは非常にいいことであると思ひます。審議に入つてこられまして、これは非常にいいことであると思ひます。これからの審議については、きよりのように野党三党の委員も入つてこられることを期待しつづ、私はたゞいま提案理由の説明のありました国立学校設置法の一部を改正する法律案について、大臣並びに局長に質問をいたしたいと思ひます。

この法律案によりますと、医師不足の解決、医師の地域的偏在の解決のために、浜松医科大学、滋賀医科大学、宮崎医科大学を新設されることになつておるのであります。同時に、昭和四十九年度の予算案によりますと、島根、佐賀、大分、富山、高知にそれぞれ医科大学または大学の医学部を創設すべく創設準備費が計上されておられます。さらに福井、香川、山梨、そして琉球大学に医科大学または医学部の設置調査の経費が計上されておるわけでありまして、四十九年度で創設準備費のついた五つの県の医学部または医科大学の創設は大体いつごろになる見通しであるか、四十九年度の予算案に設置調査費のつけられた福井、香川、山梨、琉球すなわち沖繩の四県についてはどういふこれからの計画になるのか、まずそこら点について文部省の見解、考え方をたゞしておきたいと思ひます。

○奥野国務大臣 四十九年度予算に御指摘のように五つの医大または医学部の設置準備に要する経費を計上していただきました。この五つにつきましても、四十九年度、五十年、二カ年にわたつて準備を整えて、五十一年の四月から学生を入れるようにごさいたい、かように考へておるわけでごさいます。残りの四つのうち沖繩の問題につきましても、琉球大学に調査費を計上していただきまして、これは琉球大学のほうで準備を整えたい、こゝろ考へておるわけでごさいます。残りの二つにつきましても、

は、ことしの五県と同じように、原則として五十年、五十一年、二カ年にわたつて準備を整へていきたい、これは私たちの努力目標でございます。私たちが希望いたしておりますようにそれぞれの準備が整いますかどうか、これは今後の推移にまたなければならぬ、かように存じておることでございまして。

○松永委員 医師不足の解消ということでありまして、現在医師の数は人口十万人当たり百十六名ないし百十七名ぐらいのようでありまして、無医大県が解消される、すなわち昭和五十一年四月学生を入れるという努力目標で島根、佐賀、大分、富山、高知、そして五十二年四月に学生を入れるという努力目標のもとに福井、香川、山梨、あるいは沖繩等に医学部が現実になって、学生が入つて、そしてそれらの学生が卒業したというふうになつた事態におけるわが国の医師の数はどういふふうな数字になるのか、またその当時におけるわが国において必要とする医師の数は、望ましい医師の数はどの程度になるのか、それらの予測ないし計画を明らかにしていただきたいと思ひます。

○木田政府委員 いま大臣が御答弁申し上げましたような計画で医科大学ができたといつたしますと、昭和六十年に人口十万人に対して百五十八人余の医師数に相なると計算できるのでございまして。また、そのまゝの状態を推移いたしまして昭和七十年には十万人に対して百九十二人余の医師数に相なる予定でございまして。今日、厚生省のほうの私どもに對する一応の御意見として、人口十万人に對して昭和六十年度百六十人と、人口十万人に對して昭和六十年百六十人と、このように考へておられます。

○松永委員 医師の地域的偏在、すなわち地域によつてお医者さんの数が相当多い地域とお医者さんの数が非常に少ない地域とありまして、いわゆる

医者の地域的偏在という好ましくない状態が実はあるわけでありまして、そこで、そういう好ましくない医師の地域的偏在、これを解消するために無医大県解消という施策を強力に政府で進められておる。私は、その努力に對して高い評価をするものであります。しかし、実際には、はたして無医大県解消という施策を進めることによつて医師の地域的偏在を解消することができるものであるか、私は非常な疑問の念を持つておるわけでありまして。

たとえば、昨年でございましたか、山形医科大学ができて、学生募集がなされたわけでありまして、けれども、私の聞くところでは、山形大学の入学試験に合格した者のうち、山形県下の高等学校を卒業した者はわずかに、二名とかその程度にすぎないで、あとの大部分は東京またはその近郊の者が合格をした。すなわち、地元の高専卒業生はほとんど入学できない、こういう現実だと聞いておるのであります。もしそれが事実であるとすれば、この無医大県解消という施策が医者の地域的偏在を解消するのだといふことを目標としてなされておるとするならば、そういう趣旨に基づいて設置された医科大学については、その県の高等学校卒業生の入学に關しては何かの特別の配慮が必要なのではなからうか。そういう配慮をせずに入学試験をやれば、合格者、不合格者をきめていく、こうなつてきますれば、せつかく医師の地域的偏在をなくそう、そのために無医大県解消という施策を進めていく、これをやつていって、医師の地域的偏在をなくすという最終目標は解消されないのじゃなからうか、私はこういう心配をするのであります。

そこで、この無医大県解消、医師の地域的偏在をなくすという目的をもつて設置された医科大学等については、設置されておる県の高専の卒業生、地元の高専卒業生の入学について何かの特別の配慮を加えるべきである、私はこう思つておるわけでありまして、その点について文部省の考へ方をたゞしておきたいと思ひます。

○奥野国務大臣 いまの御心配、まことに重要な点だと考へておるわけでごさいます。無医大県解消といふことは、単に無医大県を解消することが目的ではなく、医師の所在、それが全国均衡とれて活動してもらへるようなことを頭に置いて打ち出されておるわけでごさいます。にもかかわらず、山形に医学部をつくつたけれども、県の出身者は一人しかいなかったという問題にぶつかりました。昨年の秋には山形の学長さんほか数人の国立大学の学長さんにお目にかかりました席で、いかにもひどいじゃありませんか、国立大学ではあるけれども、やはり地域における文化のセンターの役割りをしているのですよ、もう少し県の出身者を多く入学させるべきじゃありませんか、こう申しました。そうしましたら、そこにおられました他の国立大学の学長さんたちも、私の意見に同感のようでごさいました。やはり今後の入学試験にあたりましては、国立大学といへども、ぜひ医学部にもう少しくさんの県内出身者を入学させるようにしてもらわなければならぬ、こう考へておるところでございまして。その話の過程では、推薦入学の方法等もあるではないかといふような議論も出ておつたところでごさいます。

こういう問題は、私自身、沖繩についても心配をしておるわけでごさいまして、沖繩の国立大学の学長さんにも申し上げましたし、また屋良知事にも申し上げたわけでごさいます。沖繩に医学部をつくつたけれども、入学者はほとんど本土から来た者だつた、卒業するとはほとんど本土から帰つてしまつた、これでは意味がないのだ、だから、できる限り沖繩の方々がたくさん入学される、そして同時に、卒業する者と離島その他の沖繩の医療の仕事に従事してもらへる、そういう仕組みを並行的に考へてくださいます、こう申し上げたところでごさいました。しかし、それだけでも十分でございませぬでしょう。そういう意味で辺地に勤務する医師を養成するものとして自治医科大学などが誕生しておるわけでごさいまして、今

があらうかと思ひます。日本の場合には、従来基礎系の教官もほとんど医学部の出身者でございまして、これらの状況は国によってかなり違つております。基礎系の教官はむしろ医学以外の領域、理学系の研究者が教官になつておられるところも少なくないわけでございますが、わが国でそうした教官の充足状況を切りかえていくということがある程度現実でないことかどうかというような問題も踏まえまして今後の新設拡充に対処しなければならぬ。また、おそまきではございませぬけれども、この基礎系の教官の養成確保という点につきましてこれからの医学教育のあり方の改善も進めてまいりたい。今日若い層につきましては、基礎系の教官でも医学以外の理学系の出身者で占める比率が多くなつてまいりました。これらの点も心配だという面から見れば心配ではございませぬけれども、しかし、世界の他の国々の流れに必ずしも反しているわけでもございませぬので、適任の教官を個々具体的に大学でどのように充足できるかというところは、これから創設準備の過程で私どもが最善の努力をしたい、このように考へておるところでございます。

○松永委員 今度設置される医科大学は、文字どおり医科大学であつて、大学の医学部ではないわけでありませぬが、静岡県にも滋賀県にも宮崎県にも、それぞれ国立医科大学があるわけでありませぬ。そのある国立大学の医学部というところで医師養成機関をつくるのだとするならば、すなわち医学部であるならば、一般教養部門などについては他の学部の応援とか協力が求めやすいのではなからうか、したがつて、単科大学を、医科大学を設置するよりは、医学部を設置したほうが教育の確保やその他の面でやりやすいのじやなからうか、こういうふうには考へられるわけでありませぬ。ところが今度のやり方を見ますと、そういうやりやすいと思はれるような方法をとらずに、すなわちそこにある国立大学の医学部とはせずに医科大学、いままでの国立大学の医学部とせずに、単科大学として医科大学として創設するというふう

にされたわけなのでありますが、あえてそういう創設のしかたをされるようになったのはどういふ理由によるものであるか、どういふお考えによるものであるか、そこらの点をひとつお示し願ひたいと思ひます。

○奥野國務大臣 総合大学の中の医学部の場合、あるいは単科の医科大学の場合、それぞれ特色を持つてゐると思ひます。今日の時点におきまして、いずれでなければならぬという考え方は文部省としては持つておりませぬ。そのときそのときに最も適当と思はれる方法を採用すればよろしい、こう考へてゐるわけでございます。戦後の大学改革、一果一大学というところのいろいろな学校を全部統合してしまひまして、そしてそれぞれを学部にしたわけでございます、それまでそれぞれの学校が特色を持つておつたけれども、総合大学になつてからは、総合大学のどの学部がどういふ特色を持つてゐるというふうなことがなくなつてしまつたような気がいたします。やはり私は、それぞれ教育、研究につきまして努力を続けていただきませぬと、おのずからそこに特別な性格がにじみ出てくる、それがその学部の特色になつてくるはずだと、こう思つてゐる感じがいたします。何か平板な教育になつてしまつてゐる感じがいたします。

○松永委員 そうしますと、総合大学の医学部とせずに単科の医科大学にしたのは、何か新しいやり方で医学教育をやつてもらいたい、古い大学の医学部という形になりませぬと、古いままの大学のいろいろな欠点やあるいはまたどうかと思ふ点がある、そういうものに染まらぬで、全く新しい立場で新しいやり方でやつてもらいたい、こういう願ひを込めて単科大学にあえてされたというふうには私承つたわけでありませぬが、そうすると、この新しい三医科大学の運営面あるいは組織の面で何か新しいやり方でやるのだということ考へていらつしやると思ふのですが、たとえばどういふ点を考へていらつしやるのか、具体的にひとつお示し願ひたいと思ひます。

○奥野國務大臣 すでに法改正によりまして、医学につきましては六年一貫の教育をやれるということにしたわけでございますので、おそらくそういう立場で教育のカリキュラムを組んでいただけのものだ、かように考へてゐるわけでございます。文部省が医学教育について新しい型として個々の大学にあつてこれ注文をつけるというよりも、いま申し上げますような立場に立つて、それぞれの医科大学の教授の皆さん方で知恵をしばつてひとつくふうをしていただきたい、こう考へてゐるわけでございます。

な關係を持つていかなければならぬということから、学外の關係者の意見を大学の運営に反映させる、そういう方法を考へておくことは適切なことだらうというふうには考へた次第でございます。その意味で、その意見の反映のさせ方につきまして、たとえば参与の人数あるいは任期、選考方法等についてはそれぞれの大学のお考えがあり、大学の事情に即した形態を弾力的におとりになるだらう、こう考へながら、参与等の職が置けるような措置を予算でも考へさせていただきます、文部省令でそういうことを明確にさせていただきます。それはあくまでも大学の具体的なお考えに沿つたものとして設置することを考へておる次第でございます。

○松永委員 この三医科大学について、大学の付属病院のほかに、それぞれの県の県立病院あるいはその他の公的な病院を医科大学の関連病院として、教育、研究にそういう県立病院その他の公的な病院に協力してもらつて、そういうことになつてゐることは私も承知いたしておりました。したがつて、そうなつてきますと、いままでの医科大学やあるいは大学の医学部以上に大学外との非常に密接な關係が出てくるわけなのであつて、そういう意味で大学外の人、その地域社会の人あるいはまた関連病院の關係者等が大学の運営その他に当然参加していただくというのが望ましい、私はそう思つております。そういう意味でただいまの大臣並びに局長の御意見には私も全面的に賛成するのですが、ただ、私がちよつと疑問に思ふ点は、いま参与というおことばをお使いになつたのですけれども、その参与というものは、例の筑波大学設置の場合の問題になつた国立学校設置法第七条の三の参与会、それに当たるものかどうか。それとは別の、学外者の意見を聞いたり、あるいはまた協力をしてもらつてというところのための別の組織あるいは職なのか。そこらあたりの点がやや不明確でありますので、ひとつはつきりしておいていただきたい、こう思つております。

○木田政府委員 筑波大学におきましては、東京医科大学が新たな大学の構想として練り上げてま

はじめといたしまして、地域の診療体制とも密接

今日この大学につきましては、多くの方々から研究、教育のあり方につきまして改革が熱望されてゐるわけでございます。そういたしますと、新しい医学教育のあり方、これに専念していただかなければならぬ。そうすると、総合大学の中の学部で足を引張られるよりは、単科の大学として思う存分やつてもらつたほうがいいのではないだらうか、こうも考へられるわけでございます。特に六年一貫の医学教育をやれるという法律改正も昨年国会において議決していただいたわけでございます。そういうこともございませぬので、今回御提案申し上げました三つの医科大学は、いずれも単科の医科大学ということになつたわけでございます。

○木田政府委員 いま大臣の御答弁もございませぬように、この医科大学が、特に関連教育病院を

○松永委員 この三医科大学には副学長を置くよう準備しておる、こういうことでございます。またね、参与も考へていらつしやるのですか。その点いかがですか。

○木田政府委員 筑波大学におきましては、東京

五

いりました管理運営の考え方がございまして、学外者の意見を大学の運営にできるだけ積極的に取り入れたということから当初理事会という構想があり、それが参与会という組織として定着をいたしまして、法案で御審議をいただきますときには、評議会とともに参与会という固まった構想に基づいた組織として位置づけさせていただきました。これは他の人事委員会、あるいは学群、学系といった筑波大学の特有の組織の一つとして筑波大学の性格を御説明するために、法律案でまとめて筑波大学の組織という特別の章をつくらしていただいた次第でございます。今回、この筑波大学が考えております学外者の意見を取り入れるという参与会の趣旨は組み入れてみたい、同じような機能というものは考えてみたいという意味で参与等のこの職を個々の大学の考えるところによって置くようにしたい。でございますから、先ほど御答弁申し上げましたように、その参与の置き方、あるいは場合によれば名称につきましても、大学当局者と、具体の実態に即するような、当局者の判断を受けて置くようなことを考えてみたいというふうに考えまして、省令で弾力的な措置がとれるようにしたい。またその意味では参与会というふうに固まった組織として置くということでない考え方でございまして。

○松永委員 そりいたしますとこの国立学校設置法の第七条の三、すなわち筑波大学の場合における参与会、この参与会については、これは筑波大学に別途審議を願うのだ、こういう趣旨のこの参与会に関する大臣の国会における答弁であったというふうに記載しておるのです。いまの局長の答弁を聞きますと、その大臣の答弁とは矛盾しないといふことが私にはよくわかるのですが、すなわち参与会そのものじゃないのだ、この参与会のよさといふこと、そういうものを取り入れる、参与会の精神を取り入れた別のものを、大学関係者の意見があれば、その意見が生かされるような何らかの制度をつくりたいのだ、あるいは組織をつ

くりたいのだ、こういうふうには私は理解いたしました。そういう意味で筑波大学の法案を審議した場合には局長の答弁とが矛盾するものではないというふうな理解をするわけでありまして、そういういたしますと、そういう学外者の意見を取り入れるための何らかの組織、それを省令で設けるというの、これは国立学校設置法第十三条、これを根拠にしておつくりになる、大学関係者の意見がそうであれば、その意見を生かして国立学校設置法第十三条に基づいてつくるのだ、こういうふうな理解してよろしゅうございませうか。

○木田政府委員 国立学校設置法の第十条に、学内におきます職につきまして省令で定める、こう書いてございます。また第十三条にいま御指摘のような条文もございまして、それらの規定を受けてまして個々の大学について定めたいというふうな考えでございまして。

○松永委員 先ほど参与といたしましては、学内におきます職につきまして省令で定める、この点もございまして、また第十三条にいま御指摘のような条文もございまして、それらの規定を受けてまして個々の大学について定めたいというふうな考えでございまして。

私も、先ほど言ったとおり、この医科大学が設置されるについては地域社会の人が相当な協力をしておる、今後も県立病院その他の公的な病院を関連病院として医科大学の教育、研究に協力させてやっていくわけでありまして、当然地域社会の関係者あるいはまた県の関係者等が医科大学の運営にあるいは教育や研究のやり方等について意見を述べることができ、その意見がいろいろあり方です。それから設置される医科大学は運営されるべきである。そういう意味で学外者の意見を聞

く何らかの組織がぜひとも必要である、こう思うのです。ぜひそうやってもらいたいと思うのですが、そのためには無用な混乱を避けていかなければならぬと思うのです。そういう点で十分な配慮をしていただきたたいというのを希望いたしておきます。

最後に御尋ねをいたしましたのでありますけれども、この法案の第二項のところは広島大学の総合科学部の設置といたうことが出ております。これについては広島大学の改革整備の一つとしてやっていくのだ、こういうことでありまして、広島大学の改革についてはどういふいきさつがあった、どういう背景でこの総合科学部というものが設置されるようになったのか、その背景と今後の広島大学の大学の改革整備の見通し、それらについてひとつ御説明を願っておきたいと思っております。

○木田政府委員 広島大学はかねてからキャンパスの分散と狭隘に悩まされておりました。大学としての将来の拡充発展を期するために他の総合移転地を求めておたつたわけでございまして、今回広島島の東に約三十キロ行ったところへ新キャンパスの予定地を定めまして、そこに移転するにたいして、広島大学をもっと充実した新しい大学として考えてみたい、こういう大学関係者の構想があるわけでございまして。これは、学部の体制を整備いたしますとともに大学院の体制も大幅に整備充実をする、あるいは教員養成学部の方についてもこの際従来の伝統を踏まえて考え直してみ、こういう御構想がございまして、その一環といたしまして総合的な新しい教育のシステムを取り入れた学部として総合科学部というものを置きたい、こういう御提案があったわけでございまして。これはいまままでの学部が、ある学問領域、特定の学問領域ごとに縦につくられてきたのに対して、名前も総合科学部と称してございまして、たとえば地域文化、社会文化あるいは環境科学、情報行動科学といった四つのコースに総合的な教育のシステムを組み上げてみる、こういう考え方でございまして。

て、その際、かねてからの懸案でありました一般教育の進め方を全学的に考え直してみたいということであったわけでございまして。したがって、まずこの総合科学部を創設いたしました。そして従来一般教育につきましては教養部の全責任、こうして学生の所属もそこに置いてきたのでございまして。総合科学部の設置ができましたならば、学生は最初から所属の各学部に籍を置き、この総合科学部が、自分の学部の学生とともに他の学部の学生の一般教育についても一応の責任体制をとりますが、しかし、そこだけが全部をやるというのではなくて、他の学部と共同しながら四年の一貫教育の中で一般教育をこなしたいということでございます。このような新しい教育の体制というものを進めるための一つとして総合科学部の創設をお認め願いたい、そして大きな大学改革の将来の第一着手にしたい、こう考えておる次第でございます。

○松永委員 以上で私の質問は終わります。

○森(書)委員長代理 三塚博君。

○三塚委員 設置法一部改正に関連をいたしましたこの機会に大臣から見解をお聞きしておきたいと思つておりますが、大学の運営に関する臨時措置法、時限法で、本年の八月終わるような形になっておるのであります。その時点の騒然とした背景の中で坂田元大臣、たいへん御苦労なされた法案のようにお聞きをいたしております。その後の大学の教育、研究の正常な運営という点について、後ほど一、二の点について私は大臣にさらにお聞きいたしますが、この臨時措置法が施行をされまして、やがて八月で終わるわけでございましてけれども、この五年間、この法律が一度も勅告その他発動されなかつたように私は思つておるのでもあります。何もしな法律としてきたような感じもありません。今後の大学法という観点もありません。今後の大学法という措置法の五年間にわたる評価、感想というふうなものをごらねられておるか、まずお伺いを申し上げます。

○奥野国務大臣 四十三年、四十四年の大学における大紛争のさなかにこの臨時大学運営措置法が成立を見たわけでございまして、この成立を契機にいたしました。燃え盛っておりました大学紛争が下火になってきて、そして今日を迎えているわけでございまして、そういう意味合いにおいて大紛争がおさまる上にこの臨時大学運営措置法の果たした役割りというものは大きなものがあつた、かように考えておるわけでございまして。と同時に、その法に基づく報告は十数件あつたようでございませぬけれども、法に基づく報告といつたものは一つもないようでございまして。したがって、学生な

りあるいは大学当局なり、この法律というものの存在なり、あるいはそのもの意味しますところなどは理解されておる、その結果があつたと思つた。しかしながら、事態はそれじゃ好転したのかといひますと、それは受け取つていないわけでございまして、たいへん問題が複雑になつておる、そしてむしろ悪質になつてきておるという感じがすらすらとして受けておるところでございまして。

○三塚委員 大臣の認識、私とよく共通するものがございます。私も、この法律が最悪の事態を予想し、最悪の事態を回避し、正常な教育、研究を達成しなければならぬ至上立法のような立場でなされたものだと思つておるわけでございまして、しかし、大学諸問題について、あるいは社会全般のいろいろな要素の中でありました学生騒動というのが、あれほど今日も顕在化してございませぬけれども、それ以上に潜在化する傾向の中で、より悪質なものが残されておるのではないかと、私は、その一つのあらわれが学生同士の殺人行為、そのことによつて神聖な学園において殺人行為が繰り返されていく、こういう傾向は、やはりこのまま、それはゲバルト学生の一部過激派学生の行動であつて、全体の学生または大学の欠陥に根ざすものではない、今日の大学運営はきわめて正常な形の中で行なわれておるのであつて、それは一部のまにに限られた少数の諸君の行動であつてと

いう認識のしかたでは、今後の大学を運営してまいります際に大きなあやまちをおかすのではないかと、さうに考へるわけでございまして。

そこで、法は執行されぬ形のはりが理想的でありますけれども、あくまでもやはり予想される事態が起きませぬように親切に措置してまいりませぬとも行政の基本的な任務の一つだといふふうにも考えますものであります。この法律は八月に時限が来る一応読めるわけでありまして、ただ附則の5に「この法律は、その施行の日から五年以内に廃止するものとする。」、こういう規定を受けまして、廃止の決議を国会で行ないませぬければ当然これが生きていくという解釈も一つあるやうであります。しかし国権の最高機関である国会が定めた法律でありますから、これはやはり廃止の決議がなければそのまま生きるという考え方は、国会という制度があります以上とてはならぬ、国會という解釈があるけれども、それはならぬ方法であらうと思ひます。そういう意味で新しいこれを再提案を原案のままされるのか、あるいはこれを新しい角度から、さらに五年の年月を顧みて、新しい要素をここに組み入れながら考えられなければならぬもののようにも考へるわけでございまして。また同時に、もうこれはそのまま任務が完遂をしたのであるから、一切この種のものはやめるのであるという考え方なのか、いずれを大臣としてお考えにならるるか、見解をお聞かせを賜わりたいと思ひます。

○奥野国務大臣 御指摘のように臨時大学運営措置法は、「施行の日から五年以内に廃止するものとする。」と書いておられます。五年以内の期限はことしの八月十六日まででございます。したがつて、八月十六日までには廃止するものとするといふ一つの訓示規定を置いておるわけでございまして。訓示規定を受け取つてどうするかといふことでございまして、その訓示のとおりには廃止の法律案を提出することも一つでございませぬ。あるいは、それはいかぬから、これを当分の間継続するのだといふ法律を出すことも一つでございませぬ。

り。同時にまた、当時と今日とは実態が変わつてきておるじやないか、実態に合うように改正して存続させるということも一つの方法だと思ひます。さらにはまた、廃止するけれども、現在の事態に対応するやうな新法をつくるということも一つだと思ひます。その四つの方法が考へられるわけでございまして。多くの人に意見を聞いてまいりませぬ、臨時大学運営措置法を廃止のしつぱなしといふわけにはいかぬから、今日、殺人まで行なわれておる大学の状態だから、廃止のやうでございませぬ。そうしますと、あとの三つのうちのどの道を選ぶかといふことになるわけでございませぬけれども、大事な問題でもございませぬし、なお多くの方々の御意見を伺ひながら、適当なところで決断をして、国会に御相談を持ちかけなければならぬだらう、こう考へておるところでございませぬ。

○三塚委員 きわめて微妙な法律でありますので、これ以上質疑は申し上げませんが、感じとして申し上げますと、この種の法律は、ささえてして必要であらうと私は思ひ、やはりささえてだけ良識の方々が集まりの大学ですらあつた暴動が起き、収拾がつかない、高邁な見識を発表されておるのにもかかわらず、その事態収拾には何ら力をなさないかたといふ過去の苦い経験、これを受けてつくられたこの法律が、大学運営の非常なささえとなつて、今日の、ある意味で正常な状態の大学運営が行なわれてきたと考へます。やはりまだ大学はゆれておるわけでございませぬから、さういふ意味で、いずれの道を選びませぬかと、ひとつ十二分な検討の上、早期に御提案を賜わりたいと考へます。

それともう一つ関連をしてお伺ひしますが、筑波大学であります。昨年の国会でたいへんな議論を呼び、たいへんな議論を行なつたわけでございませぬが、これはこれからの新しい大学の一つの方向をきめるパイオニアの大学でもあると考へませぬ。

す。そういう意味で本大学が正しく健全に発展をしていただきたいと願うわけでございませぬが、聞くところによりますと、昨年の十一月の石油危機の問題などがありまして、施設の整備がスケジュールどおり動いておらぬといふやうなことであります。その点どういふ状態になつておるか。

さらに、入学試験が迫つておると思つておるわけでございませぬけれども、その応募の状況等についてもお知らせを願ひたいと思ひます。

○木田政府委員 筑波大学は、十月一日に発足いたしましたから、学長、副学長及び機関要員についての整備が逐次進みまして、今日まで三十名の教官、それに若干名の併任教官等の発令も終わり、入学試験の体制も整えて、一期校として他の大学と同じように入學試験を実施いたしました。ただ入學試験につきましては、筑波大学がかなり大幅な推薦入學の制度を取り入れられました。これはいろいろな意味で今後の入學試験に対するいい試みとして関係者の注目を浴びるものと思つてございませぬが、一応百十名前後の推薦入學者を約一千名の志願者の中から予定したようでございませぬ。そして七百四十名の定員の中で、その残りを一般の入學試験の結果、入れるといふことでございませぬ。試験の倍率は、大体五・四倍、専門領域によりまして倍率に違いはございませぬけれども、全体を合ませますと、五・四倍という状況でございませぬ。これも東京教育大学のときの従来の倍率から若干下がつておるという数字でございませぬが、新しい学群等も入つておることでもございませぬし、ほぼ順当なすべり出しではなからうかといふふうで考へておられます。

○三塚委員 四月から授業が開始されるのでありますが、なかなか施設の整備がさういふ状況になつておらぬように考へます。そうしますと、これは期日どおり入學、授業、こういうことにならぬのではないだらうかといふふうにも考へられます。せつかくの大学でございませぬので、その辺について心配がないかどうか。ひとつ局長から御答弁をいただきます。

○奥野國務大臣 お話しのように、筑波大学の建設が若干おくれぎみになっているわけでございます。体育専門学群校舎が五月中旬完成予定、図書館が四月中旬完成予定、体育館が四月中旬完成予定、寄宿舎は、二棟が四月初旬、残りの五棟が五月中旬完成予定というところでございます。

しかし、反面、筑波大学では、入学式を終えますと、全学生と教職員が合宿いたしました。そしてフレッシユマンセミナーと称しているようでございますけれども、まず、大学に入って、どういう科目を勉強したらいいのかということについての見当もつけさせたい。一種のオリエンテーションということになるかもしれません。あるいはまた学生と教職員との間の気持の交流をはかっていって、将来の教育につきましても充実を期するような基礎をつちかおろすようなことを考えておられたわけでございます。したがって、予定では四月の二十五日に入学式を行なう、そして二十六日から五月の十一日までの間、オリンピック記念青少年総合センター、ここに全学生を宿泊させるわけでありまして、さらには、また、五月十二日から十四日まで国立中央青年の家などに全員を宿泊させるわけでありまして、その間を通じて、まず、フレッシユマンセミナーとしては、

大学及び大学生活案内、二番目には教育課程及び履修方法案内、三番目には文化講演及び各所の見学など、また第二には共通科目その他適当と認められる科目の入門指導を行なう、さらには、第三には学生及び教職員等の交流行事を行なう、第四には体育活動その他を考えていくということでございます。これらのセミナーを終えましてから、一たん五月の十五日ごろには帰京して、準備を整えて、筑波に戻り、六月三日の月曜日から授業を行なうということでございます。したがって、若干おくれでございますけれども、おくれであることは筑波大学の教育の上には何らの支障にはならないという現実でございます。

○三塚委員 たいへんスケジュールどおり進まれているようにありまして、安心するわけでございますが、そこで、この設置法に基づく問題について、一、二お伺いをさせていただきます。中央教育審議会が四十六年に答申が行なわれ、その中で高等教育の改革に関する基本構想というものが出された。これを答申をしたわけでございますから、文部省としては忠実に実行をされる義務があるかと思っております。この答申に基づいて、今後の高等教育の計画というものがあるか、それが当然だと考えるわけでございますけれども、今後文部省はこの答申のラインに沿いながらやられてまいらざるはざだと思っておりますが、そのお考え、さらにこれに基づく教育基本計画というものがあられるのであれば、それらのものの今後の運営のしかたについての基本的な構想をお話しいただければと存じます。

○木田政府委員 中央教育審議会が将来の高等教育につきましてもいろいろ課題と方向のあることを示唆されました。私も、具体的にどの程度に日本の高等教育を将来構想したらいいかという一番大きい問題をもう少し明確に取り組みたいというところで、昭和四十七年度から高等教育懇談会を設けまして、わが国の高等教育の将来のあり方、その大きさ、そうした点についていろいろ御論議を願ってまいりました。昨年の三月の段階では、わが国の高等教育の進歩率が地域によりまして非常に大きな偏差がありますこと、またその専門の領域別に見ましてもいろいろな片寄りがありますこと、そうした点の是正を今後の課題として考え、その中に個々の、医師養成でありますとか、あるいは教師の養成でありますとか、技術者の養成でありますとか、さらにもっと大事な大学の整備拡充でありますとか、そういう問題点のあることを指摘していただいたわけでございます。

四十八年度におきましては、懇談会のそうした各方面の問題点をもう少し具体的に進めております。そしてわが国の高等教育の将来規模とその地域的な配置の進め方を考えながら、国公私立の大学の今後の整備の方向というものを懇談会の皆さんの御意見によって明らかにしていただきたい。近くそうした点もある段階までのまとまりをちょうだいできるものというふうに考えておるのでございますが、特に大学院の今後の拡充整備の方向、あるいは将来の高等教育の規模とそれに対応いたします教育水準の向上といった問題をどのように考えるか、経費の全体をどういうふうにかつていくかというふうな点の見通しもつけたいというふうな思っております。

一方、個別の案件といたしましては、先ほど御質疑がございました医科大学の拡充整備、無医大果解消という政策のほか、教員大学あるいは教員のための大学院の整備、そうしたものをいませつかく調査会で御検討をいただいております。これも遠からず、ある基本的な構想を皆さんにも御批判いただけるような段階に進んでくるものと思っております。また高等専門学校卒業生等を考慮いたしました継続教育機関であり、また技術系の高度の教育機関としての大学院相当のものを何とか構想してみたいというふうにも考えております。これも四十九年度具体的な創設準備の過程に入りたいと考えておりますので、日ならず、一般的に輪郭を皆さまにもひとつ御批判いただけるように整えたいという手順で、いませつかく検討を急いでいただいております。

一方、放送大学というかねてからの懸案の課題もございまして、これまた放送大学の意図いたしましたところはずでに昨年度の段階でまとめていただいたのでございますが、具体的なその教育内容、専門領域ごとの取り組み方、新しいカリキュラムの構想等につきまして、これまた昨年来一年間かなり詰めた御議論をいただきましたので、これもそう遠からぬ時期にまた御批判をいただけるようなところまでくるのではなからうかと思っております。

○三塚委員 それではお伺いしますが、いま大臣の提案説明の中で、新潟大学及び信州大学に医療技術短期大学の施設、これがうたわれております。まことに医学の進歩、技術の高度専門化に伴いまして、看護婦さんあるいは臨床技師、診療放射線技師という者の養成、これは不可欠の問題でございます。そういう意味で今度も新しく無医大県に医学部、医科大学が新設をされるわけでございますが、この医療短期大学も併設をしながら今後も進められなければならないと思っておりますが、これで終わるわけではなからうと思っております。今後この医療技術短期大学、看護婦養成の学校というものについての構想をお聞かせをいただきたいと思います。

○木田政府委員 医療技術短大は、国立につきましまして、昭和四十二年度から大阪大学を手始めといたしまして四校設置を進めてまいりました。ほかに、私立の大学、短期大学がこの領域で若干の校数あるわけでございますが、将来の医療技術者、看護婦あるいはエックス線技師、衛生技術者、衛生検査技師等の養成を考えますと、もっと積極的に大学の中でこうした技術者の養成というものを取り進めていかなければならぬというふうな考えをしております。今後、国立の大学にありましては、医科大学あるいは医学部等で各種学校の形でこうした養成の学校を持っておりまして、これを整備充実していくという考え方を持っておりますけれども、それだけでは十分だというふうには考えておりません。またこうした医療技術関係者は、むしろ地域の課題として都道府県等を主体に積極的に養成をはかっていただきたいものというふうな考えをおもっております。幸いに今日まで高等学校レベルにおきましても看護の養成課程というものは百校をこえるほどに進んでまいっております。それを引き続き短大のレベルにつきましても地域の課題として取り上げていただきたい、こういう考え方を私どもも持っております。国立大学に付設をいたしますものだけでなく、地方公

八

共団体と一緒にあって看護婦その他の技術者の養成に取り組んでまいりたい、こういう心づもりでおるところでございます。

○三塚委員 次にお伺いを申し上げます。

今度新しく国立民族学博物館というのが出ましたけれども、これはどうして国立学校設置法の一部改正の中にこういうのが入ってきたか、その理由をちょっとお伺いしたいのであります。この博物館の目的、先ほど提案の説明でお聞きをいたしました、今後の運営の組織というものはどういうものになっておりますか、あわせてひとつお聞かせをいただきます。

○木田政府委員 今回御提案申し上げております国立民族学博物館につきましては、昭和四十年の五月に日本学術会議から国立民族学研究博物館の設置という御提案がありました。内閣総理大臣に対し勸告が行なわれたのでございます。また同じ昭和四十年でございしますが、文部省に設けられておりました学術奨励審議会、今日では学術審議会と申しておりますが、この学術奨励審議会におきまして民族学研究の緊要性、それからその民族学の研究がわが国における人文社会科学の振興の上において果たす役割りにかんがみまして、ぜひこの設置を推進すべきであるという旨の御意見が文部大臣に対して提出されたのでございます。この民族学博物館は、いわゆる文化人類学の研究の推進をはかりますために必要なものでございまして、諸外国におきましては、博物館の中かなり重要な性格のものとして、すでに数多くつくられておるものでございます。ともあれ、わが国では今日まで残念ながら文化人類学関係の博物館として総合的にまとまったものができておりません。万博が開かれた際に、世界諸民族の祭典を記念するものとして、ぜひあの地にかねてからの懸案の民族学博物館をつくりたいということで関係者の意向がまとまったものでございます。

これをなぜ国立学校設置法の中に取り入れるかということでございますが、これは自然史の博物館についても同様なのでございますけれども、こ

うした民族学の諸資料、文献だけでなく、いろいろな民族資料に類しますものは、とうてい個々の大学の特定の講座だけで個別に集めるということのできない性格のものでございまして、研究を推進するためには、どうしても全大学のために必要な共通のものをつくっていく必要がある、その意味で博物館という形をとりまして、大学の共通の研究体制を整えたい、こういう次第でございませう。国立学校設置法には、個々の大学ごとの研究体制では研究が十分に行なわれないと考えますものにつきまして、大学共通の独立の研究、高エネルギー物理学研究等々あるいは国文学研究資料館、極地研究所等々をつくらせておりました。民族学の領域につきましてそうした新しい研究所を一つつくりたいということでございます。同時に、この集めました民族学の資料は、博物館として一般の展示に供するのにもことにふさわしいものでございまして、学問の成果をそのまま一般世人に供覧する、そして社会教育の面におきまして大きな役割りを果たすということを考えますと、これまでありました共同利用の独立の研究所と一体になった博物館という形でこれを位置づけたい、そういたしますならば、国立大学はもとより、公私立の大学の民族学研究者の中心的研究センターになりますと同時に、そのすばらしい成果を国民各層に見ていただく、あわせてこういう大きな役割りを果たし得るもの、こう考えておる次第でございます。

○三塚委員 万博が調和と発展の中で行なわれ、世界的に非常に好評を博しただけに、そのあとに出る民族学博物館は、これまたわが国の民族学のレベルを高め、同時に世界人類は一つであるということの上にもつながる人類の進歩にたいへん貴重なことでありますので、早急に整備拡充されますことをお祈り申し上げます、簡単であります。が終わります。

○森(書)委員長代理 先ほどの松永委員の発言については、委員長において適切なる措置をいたします。

次回は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。
午後四時五十五分散会

文教委員会議録第六号中正誤

べ段行 誤
三三 二・三%だ思
五五 ますが、
八二三 規定してして 規定して
二・三%だと思
います、

昭和四十九年三月十四日印刷

昭和四十九年三月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K